

第59号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和5年12月7日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一

## 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

行政庁 文京区教育委員会

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和5年10月27日に提起した、行政庁による文京区学校給食費補助金交付申請却下処分取消請求事件（令和5年度第1号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

#### 第1 事案の概要

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- 1 請求人は、行政庁に対し、令和5年度文京区学校給食費補助金の交付申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 令和5年8月4日、行政庁は、請求人に対し、本件申請について所得超



8万円とのことである。

- (4) 世帯全員の所得金額は、世帯人員5名の場合の認定基準所得額すら下回っており、所得超過を理由として本件申請を却下したことは、文京区教育委員会が自ら定めた交付決定の基準に反した内容の処分である。
- (5) 本件却下通知の記載について、請求人の名前を「■■■■」とすべきところを「■■■■」とし、交付対象児童の学年を「■■年」とすべきところを「■■年」とするなど、明白な誤記が認められる。

### 第3 理由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき処分についての審査請求は、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる」と規定されている。

また、ここでいう「処分」とは、法第1条第2項において、「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」と規定されている。すなわち、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされている。（最高裁判所昭和39年10月29日判決）

- 2 これを本件審査請求についてみると、文京区学校給食費補助金の交付は、法令によって定められたもの又は法令に根拠を置くものではなく、文京区教育委員会が独自に定めた、文京区学校給食費補助金交付要綱（25文教教学第10492号）に基づいて交付する補助金である。本件却下通知は、同補助金に関して、請求人が行った本件申請に対する交付の可否を決定し

通知するものであり、それ自体によって、直接請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法令上認められているものとはいえないことから、本件却下通知は、審査請求をすることができる行政庁の処分には該当しない。

3 なお、本件却下通知において、審査請求が可能であることの教示が行われている。しかしながら、行政庁の行為が処分に当たるか否かは、法令の解釈によって決められるべきことであるから、行政庁による教示を以って、本件却下通知に処分性があるとの理由にはならない。

4 したがって、本件却下通知は、法第1条第2項に規定する「処分」には当たらず、法第2条に規定する処分についての審査請求の対象とはならない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

#### 第5 付言

本件却下通知に誤記が認められた件については、行政庁は、通知書の作成にあたり、記載内容を十分に確認するなど適正な事務処理を行うよう、職員への指導及び周知を徹底されたい。

令和 年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。